



(改正開示府令関連②)

コーポレートガバナンスに関する開示

「コーポレート・ガバナンスの概要」の主な改正項目

【第二号様式】

（記載上の注意）

(54) コーポレート・ガバナンスの概要


[a～h 略]


i 最近事業年度における提出会社の取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等）を記載すること。

ただし、企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものうち、指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当するもの以外のものについては、記載を省略することができる。

「コーポレート・ガバナンスの概要」の開示例

(改正内閣府令で新たに求められている記載項目の参考となる部分)

 : コーポレート・ガバナンスの概要
(取締役会、指名委員会及び報酬委員会等の活動状況)

 : 上記(改正内閣府令に関する事例)以外で好事例として着目したポイント

- ガバナンスは企業によって百社百様であることから、様々なガバナンスの形態（モニタリングボード、アドバイザーボード、マネジメントボード）がある中で、なぜそのガバナンスの形態が実効的であるとして採用したのかがしっかりと開示されることは有用
- 投資家の議決権行使に当たり、コーポレート・ガバナンスは、形式的な枠組みを満たすだけでなく、実効面の確保が非常に重要であり、こうした実効面に関する開示の充実を期待している
- 取締役会等の活動状況には、「具体的な検討内容」が分かるものとして、活動の目的だけでなく、具体的なアジェンダを示し、活動内容の具体的なイメージが分かるような開示を行うことは有用
- 取締役会等の実効性の評価として、評価方法、具体的な評価結果、評価結果の分析、分析で判明した課題及び課題を踏まえた今後の取組みを記載することは有用。この際、時系列による開示を行うことは、会社がどのような経緯により実効性を高めているかを把握することができるため有用
- 取締役会の実効性評価の開示では、取締役会による経営者の監督状況、中期経営計画や経営上の重要な課題について議論されていることを確認している

6. 「コーポレート・ガバナンスの概要（取締役等の活動状況含む）」

●●三井物産株式会社（1/3）有価証券報告書（2022年3月期） P85-86、P 88、P90-92

【コーポレート・ガバナンスの概要】 ※ 一部抜粋

②当社におけるコーポレート・ガバナンス体制

(a) 取締役会の状況

- 当社は、2002年4月の執行役員制導入を契機に、取締役数を2002年6月に38名から11名に減員しました。2003年6月から社外取締役を選任、2015年6月の定時株主総会以降社外取締役5名を選任しています。本報告書提出時点において取締役14名のうち、執行役員を兼務する取締役は8名となっています。なお、取締役会は男性11名、女性3名（社外取締役）で構成されており、女性比率は21.4%です。
- 取締役の人数は、実質的な討議を行うのに適切な規模としています。取締役の任期は1年として毎年改選しますが、再任を妨げないものとしています。
- 会長が当社の取締役会を招集し議長にあたります。なお、当社における会長の役割は、主として経営の監督を行うことであり、執行役員を兼務せず、日常の業務執行には関与しません。
- 取締役会は、取締役会付議・報告事項に関する内規に従い、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項のほか、法令及び定款に定められた事項を決議し、また、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況につき報告を受けます。
- 取締役会は原則毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催します。2022年3月期は合計15回開催しました。
- また、すべての社外取締役及び社外監査役により構成される社外役員会議を設置し、経営上の重要事項について、社外役員間、または社外役員と社内取締役、常勤監査役、会計監査人、執行役員等との間で情報共有・意見交換を行っています。2022年3月期は合計13回開催し、決算等に関する市場の反応・関心事、複数の事業本部の事業概況、ポートフォリオ管理委員会の活動状況、2021年3月期のMitsui Engagement Survey（当社及び当社グループ社員を対象としたEngagementに関するアンケート結果）等について、情報交換及び意見交換を行いました。
- 当社は取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会の3つの委員会を設置しています。2015年6月に当社ガバナンス体制の強化を目的として各委員会の構成を見直しました。この結果、ガバナンス委員会の構成は過半数が社外役員となり、従来社外取締役が委員長を務めていた報酬委員会に加え、指名委員会の委員長も社外取締役となりました。また、2018年6月以降は、指名委員会の構成についても過半数が社外役員となりました。2019年6月以降は、報酬委員会の構成についても過半数が社外役員となり、本報告書提出時点では社外監査役が委員長を務めています。

・本報告書提出時点において取締役会は以下の14名で構成されております。

氏名	常勤/社外 区分	2022年3月期 取締役会 出席状況（全15回）	取締役会諮問委員会の兼務状況
安永 竜夫	常勤	15回	ガバナンス委員会, 指名委員会
堀 健一	常勤	15回	ガバナンス委員会, 指名委員会
米谷 佳夫	常勤	15回	
宇野 元明	常勤	11回(*1)	
竹増 喜明	常勤	11回(*1)	報酬委員会
中井 一雅(*2)	常勤	-	
重田 哲也(*2)	常勤	-	報酬委員会
佐藤 理(*2)	常勤	-	ガバナンス委員会
松井 透(*2)	常勤	-	
小林 いずみ	社外	15回	指名委員会, 報酬委員会
ジェニファー ロジャーズ	社外	15回	ガバナンス委員会
サミュエル ウォルシュ	社外	15回	ガバナンス委員会
内山田 竹志	社外	15回	指名委員会
江川 雅子	社外	15回	ガバナンス委員会, 報酬委員会

(*1)宇野元明取締役および竹増喜明取締役は、2021年6月に取締役に就任した後に開催された取締役会11回全てに出席しております。
(*2)中井一雅取締役、重田哲也取締役、佐藤理取締役及び松井透取締役は、2022年6月22日開催の株主総会で選任されました。

・当社は取締役会の諮問機関として以下の3つの委員会を設置しています。本報告書提出時点の各委員会の構成は以下のとおりです。

- 「ガバナンス委員会」

構成：委員長 会長（安永竜夫）

委員 社長（堀健一）、CSO（チーフ・ストラテジー・オフィサー）（佐藤理）、社外取締役3名（ジェニファー ロジャーズ・サミュエル ウォルシュ・江川雅子）、社外監査役1名（玉井裕子）

役割期待：当社のコーポレート・ガバナンスの継続的なモニタリング実施と更なる充実のための施策の検討を通じ、経営の透明性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスの継続的な向上を図る。

機能：当社のコーポレート・ガバナンスに係わる基本方針・施策に関する検討、並びに当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実のための施策として取締役会の構成・人数・議題の検討、及び指名委員会・報酬委員会での審議・検討事項の提案を含む取締役会の諮問委員会のあり方の検討。

- 「指名委員会」

構成：委員長 社外取締役（小林いずみ）

委員 会長（安永竜夫）、社長（堀健一）、社外取締役1名（内山田竹志）、社外監査役1名（小津博司）

CHRO（チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー）（竹増喜明）が事務局長を務める。

役割期待：当社取締役及び執行役員の指名プロセスに関し、社外役員が関与することにより透明性・客観性を高め、役員指名の公正性を担保する。

機能：当社取締役及び執行役員の指名に関する選解任基準・選解任プロセスの検討、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画の策定、並びに取締役人事案に対する評価、並びに役員の解任に係る審議。

- 「報酬委員会」

構成：委員長 社外監査役（森公高）

委員 CFO（チーフ・フィナンシャル・オフィサー）（重田哲也）、CHRO（竹増喜明）、社外取締役2名（小林いずみ・江川雅子）

役割期待：当社取締役及び執行役員の報酬に関する決定プロセスにつき、社外役員の関与により透明性と客観性を高めるとともに継続的なモニタリング実施を通じ、役員報酬の公正性を担保する。

機能：当社取締役及び執行役員の報酬・賞与に関する体系・決定プロセスの検討、並びに取締役報酬・賞与案に対する評価、並びに執行役員評価・賞与案に対する評価。

・取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども踏まえ、取締役会の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。当連結会計年度の評価手続き及び結果の概要は、第4.4(1)④(a)に記載のとおりです。

■ コーポレート・ガバナンス体制の変遷を時系列で端的に記載

■ 取締役会、社外役員会議及びガバナンス・指名・報酬の3つの委員会における構成、機能等について、端的に記載。また、取締役会については、開催頻度や、構成員の出席状況等を具体的に記載

●三井物産株式会社（3/3）有価証券報告書（2022年3月期） P85-86、P 88、 P90-92

【コーポレート・ガバナンスの概要】 ※ 一部抜粋

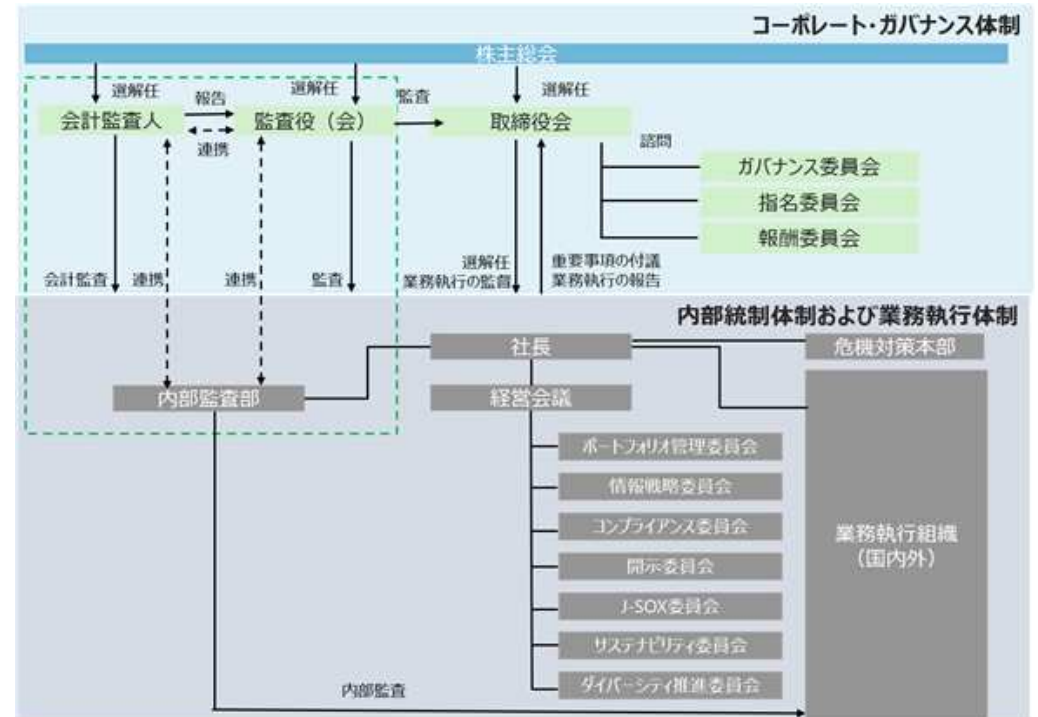
(中略)

(b)内部統制強化のための諸施策

当連結会計年度における業務執行及び内部統制に係る委員会の取組みは以下のとおりです。

- コンプライアンス委員会において年4回、また、経営会議、取締役会において年2回コンプライアンス体制の状況につき報告、それぞれの場で活発に議論を行いました。また、役職員のコンプライアンスの徹底及びインテグリティの浸透の取組みとして、ハンドブックの共有、各種研修等を実施するとともに、2021年11月には、「With Integrity for All Mitsui」をテーマにWith Integrity月間を設け、セミナー、意見・情報交換等を行いました。また、当社及び主要な国内関係会社において意識調査アンケートを実施し、当社グループでのコンプライアンス意識浸透状況を把握、コンプライアンス体制の向上につなげています。主要な関係会社には研修やコンプライアンスハンドブックを提供したほか、関係会社の実効的なコンプライアンス体制の整備・運用に資するため「関係会社コンプライアンス体制整備ガイドライン」を運用するなど、関係会社におけるコンプライアンス体制強化に向けた支援を行いました。発見的統制の更なる強化を目的として、コンプライアンスに関する問題で何かおかしいと思うことがあったら声を挙げる“Speak Up”を促すメッセージの継続的な発信、ポスターの社内掲示、内部通報制度紹介動画のイントラ掲載等の取組みを進め、内部通報制度への信頼性向上に努めました。また、国内外の独占禁止法及び贈賄防止法に抵触するまたはその疑義のある事案について、海外現地法人や国内外子会社の役職員からの通報を当社本店法務部コンプライアンス室で一元的に受け付ける「グローバル・グループ・ホットライン」を導入しております。
- 開示委員会は合計4回開催し、各種開示内容及び開示行為に関する原則・方針を策定したほか、開示内容の妥当性の判定・判断を行いました。
- J-SOX委員会は合計3回開催し、2022年3月期の財務報告に係る内部統制の状況の把握及び有効性の維持・向上に向けた全社対応等の検討を行いました。
- ポートフォリオ管理委員会は、合計8回開催しました。全社ポートフォリオのモニタリング、資産効率やサステナビリティの観点からのポートフォリオ戦略に関する議論、全社キャッシュ・フロー・アロケーションの進捗や、中期経営計画で定めたStrategic Focus分野における取組方針・戦略の確認を行い、全社レベルでの適切なリスク管理を継続しました。
- 情報戦略委員会は、合計9回開催しました。2021年3月期に策定したDX事業戦略・Data Driven (DD) 経営戦略・DX人材戦略から成る「DX総合戦略」の進捗をモニタリングしたほか、サイバー攻撃に対応するための体制拡充・点検・訓練、イントラネット刷新や人事システムの次世代化方針、改正個人情報保護法概要報告と当社対応方針、デジタルマーケティングの取組方針に関する討議を行いました。
- サステナビリティ委員会は合計7回開催し、2030年GHGインパクト半減目標に向けたロードマップの策定、サプライチェーンにおける個別調達方針の策定、また、社有林の経営管理・活用方針などを審議しました。
- ダイバーシティ推進委員会は、構成員について委員長、人事総務部長、経営企画部長に加えて、当連結会計年度は海外Executive Vice Presidentや事業本部長を含む5名（内、女性3名、外国籍1名）を受け入れ多様なメンバー構成を確保しています。開催頻度は年3回で、日本採用の女性社員の活躍推進、及び、海外採用社員の活躍推進に向けた指標管理やアクションプランのモニタリングを実施しました。また、「多様性を力に」する組織の実現に向けたMitsui Engagement Surveyの結果概要を確認し、全社施策の討議を行いました。

(参考：コーポレート・ガバナンス及び内部統制の全体の仕組み)



※上記図も【コーポレート・ガバナンスの概要】に掲載。

上記図の「内部統制体制および業務執行体制」において、業務執行及び内部統制に係る各委員会を示している。

- 内部統制の強化という観点から、「内部統制体制および業務執行体制」の全体像で示された各委員会の活動状況等を具体的に記載

6. 「コーポレート・ガバナンスの概要（取締役等の活動状況含む）」

●株式会社リコー（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P75、P77

(1)

【コーポレート・ガバナンスの概要】 ※ 一部抜粋

(V) グループマネジメントコミッティ

当社グループ全体の経営について全体最適の観点での審議及び意思決定を迅速に行うために、取締役会から権限委譲された社長執行役員が主催する意思決定機関として、一定の資格要件を満たす執行役員及び経営企画部門責任者で構成される「グループマネジメントコミッティ(以下、GMC)」を設置しております。取締役会での決裁必要項目は取締役会規程にて定めており、その基準に満たない決裁案件や事業執行に関する重要事項はGMCにて意思決定がなされております。また、GMCによる業務執行に関する以下の事項について、3か月に1回以上取締役会に報告を行っております。

- 経営戦略上重要な経営指標及び重要施策の実施状況
- GMCにおける決議事項とその結果

GMCにおける審議対象事項は以下のとおりです。

1. 経営戦略の立案
 - ・中長期経営戦略
 - ・短期(年度)経営方針の決裁及び事業計画
 - ・連結資金計画及び借入枠
 2. 経営戦略の執行
 - ・取締役会議案における審査と上程の決定
 - ・社内規定に基づく金銭決裁
 - ・当社グループ重点経営リスク項目の決定
 - ・当社の人事政策上の重要事項
 3. その他重要事項に係る意思決定・報告
- また、GMCには執行業務の理解を深める目的で、社外取締役もオブザーブ参加しております。

<当年度の社外取締役オブザーブ参加実績>

開催月	社外取締役 オブザーブ参加人数
2021年9月	2名
2021年10月	1名
2021年11月①	4名
2021年11月②	3名
2021年12月	1名
2022年1月	3名
2022年2月①	2名
2022年2月②	1名
2022年3月①	4名
2022年3月②	3名

(中略)

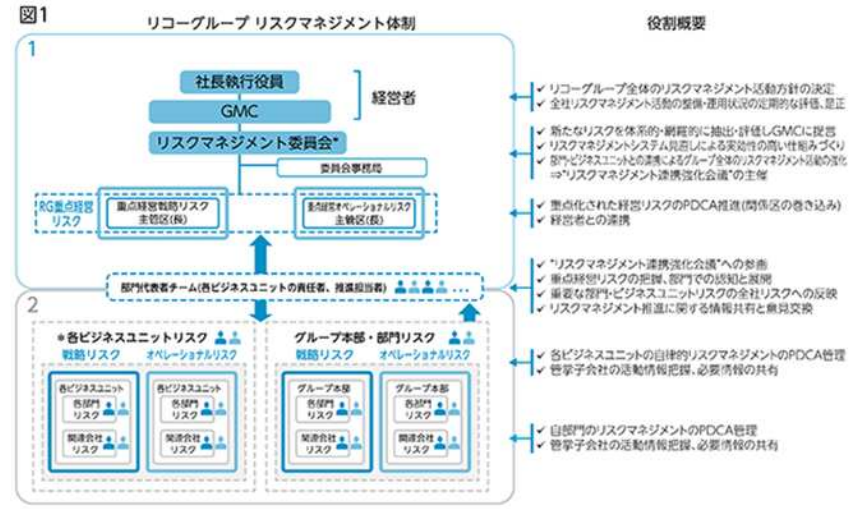
(VIII) リスクマネジメントシステムとリスクマネジメント委員会

当社グループのリスクマネジメントシステムには、図1に示すように大きく2つの層があります。

1. GMCが当社グループの経営において、重要度が高いと考える管理項目を主体的に選択し、管理する重点経営リスク
2. 各事業執行組織が責任を持って、自組織のリスク管理を行う部門・各ビジネスユニットリスク

この2つの層は、リスクのレベルごとに機動的な意思決定・迅速な活動を可能とするべく管理主体を明確にするために存在しており、全体で1つのリスクマネジメントシステムを構成しております。また、環境変化に応じた影響度の変化によって、各層で扱うリスクの入れ替えなどが行われております。

図1の右側に各活動主体の役割を記載しております。



(1)

リスクマネジメント委員会は、当社グループ全体のリスクマネジメントプロセス強化のために、GMCの諮問機関として設立されております。

当委員会は、リスクマネジメント担当役員を委員長とし、各組織の有識者を委員とすることで、リスクの網羅性確保と議論の充実を図り、当社グループの経営において対応・重点化すべきリスクをGMCに提案しております。また、当社グループのリスクマネジメント実効性強化のため、必要に応じて図1中の1及び2に示すリスクマネジメントシステムの見直し・再構築を行っております。

また、経営と各事業執行組織の連携を取り、より実効性の高い一貫通貫のリスクマネジメントシステムとするために、各組織からリスクマネジメント責任者・推進者を選定し、各組織における自律的なリスク管理体制を整備しております。

さらに、リスクマネジメント推進者を対象とした「リスクマネジメント連携強化会議」において、リスク管理に関連する勉強会や情報共有を行い、リスクに強い組織になるため継続的な取り組みを進めております。

(2)

2021年度	開催月	議題
第1回	7月	・社内カンパニー制への移行、デジタルサービスの会社への変革に向けた重要なリスクの漏れや対応状況の確認と見直し(情報セキュリティ、サプライチェーンガバナンスなど)
第2回	12月	・社内外環境変化の確認
第3回	12月	・2021年度重点経営リスクの対応状況の確認 ・2022年度重点経営リスク案の検討と決定
第4回	2月	・国際情勢の急激な変化に伴うリスクについて(ロシア/ウクライナ情勢など)
第5回	3月	

- (1) グループ全体経営のために設置されたグループマネジメントコミッティ及び各委員会の体制やこれらの位置付けについて具体的に記載
- (2) 委員会の開催実績について、開催月、審議事項を含め、図表を用いて時系列に分かりやすく記載

「監査の状況」の主な改正項目

【第二号様式】

（記載上の注意）

(56) 監査の状況

a 監査役監査の状況について、次のとおり記載すること。

(a) [略]

(b) 最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会（監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう。b及びdにおいて同じ。）の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載すること。

b 提出会社が上場会社等である場合には、内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。

[(a)・(b) 略]

(c) 内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む。cにおいて同じ。）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 提出会社が上場会社等以外の者である場合には、内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。


[(a)・(b) 略]


(c) 内部監査の実効性を確保するための取組について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d [略]

「監査の状況」の開示例

(改正内閣府令で新たに求められている記載項目の参考となる部分)

 : 監査の状況 (内部監査の実効性を確保するための取組
(デュアルレポーティングを含む))

 : 上記 (改正内閣府令に関する事例) 以外で好事例として着目したポイント

- 監査の状況は、会社のリスク管理の観点から非常に重要な項目と認識
- 監査役による監査の実効性を確認する観点から、取締役会、監査役会以外の会議への監査役の出席状況の記載は有用
- 監査役会等の活動状況について、例えば、監査役等がどこにリスクがあると認識し、そのリスクに対してのどのような対応策を検討したのか等、具体的な議論の状況を開示することは、監査役会等の取組みを理解することができるため有用
- 内部監査の実効性確保のための体制整備として、デュアルレポーティングラインを構築・運用していることの開示は、リスクに対する会社の意識を理解することができるため有用
- 会計監査人の監査品質は、企業情報の信頼性を確保するための基盤となる。このため、会社による会計監査人に対する評価のプロセスや結果が具体的に開示されることは有用
- KAMに関して、監査役が監査人とどのような議論を行ったのか、監査人のリスク認識等に対してどのような判断を行ったかについて具体的に開示することは有用

7. 「監査の状況」の開示例

●味の素株式会社（1/3）有価証券報告書（2022年3月期） P81-85

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

① 監査委員会監査の状況

1. 組織・人員

当社は2021年6月23日開催の第143回定時株主総会の終結の時をもって監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行しました。

以下は、特に記載のない限り当事業年度末における状況を記載しています。

監査委員会は、4名の監査委員からなり、3名の独立社外取締役および1名の当社事業に精通した非業務執行の社内取締役が、内部監査部門を効果的に活用しつつ、従来の監査役会にて長年培ったノウハウ・強みを踏まえ、監査委員自らも直接監査活動を行い経営監査の実効性を高める仕組み（ハイブリッド監査）により、モニタリングレベルの高い「監督」を実現します。

当社監査委員会は、最低1名は財務および会計に関して相当程度の知見を有する者を含めることとしており、また社外監査委員候補者については、法律もしくは会計に関する高度な専門性または企業経営に関する高い見識を有することを基軸に原則3名以上を選定することとしています。現在、監査委員長は土岐敦司社外取締役が務めており、天野秀樹社外取締役を財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査委員として選任しています。土岐敦司氏は、会社法に精通した弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有し、2016年6月に当社社外監査役に就任し、2021年6月より当社監査委員長を務めています。天野秀樹氏は、1980年に公認会計士登録して以来、企業会計に長年携わり、2011年には有限責任 あずさ監査法人副理事長（監査統括）、2015年には同法人エグゼクティブ・シニアパートナーを歴任し、2018年6月に当社社外監査役に就任し、2021年6月より当社監査委員を務めています。また、引頭麻実社外取締役は、証券会社やシンクタンクに長年勤務し幅広い見識と豊富な経験を有するほか、証券取引等監視委員会委員を務めた知見を有し、2020年6月に当社社外監査役に就任し、2021年6月より当社監査委員を務めています。

各監査委員の当事業年度に開催した監査委員会（指名委員会等設置会社移行以前の監査役会を含む）および取締役会への出席率は、次のとおりです。

役職名	氏名	当事業年度の出席率	
		監査委員会	取締役会
監査委員長 （独立社外取締役）	土岐 敦司	100%（15回/15回） （うち監査役会5回）	94%（16回/17回）
監査委員 （独立社外取締役）	天野 秀樹	100%（15回/15回） （うち監査役会5回）	100%（17回/17回）
監査委員 （独立社外取締役）	引頭 麻実	100%（15回/15回） （うち監査役会5回）	100%（17回/17回）
常勤監査委員 （社内取締役）	栃尾 雅也	100%（10回/10回） （うち監査役会-回）	100%（17回/17回）

（注）栃尾雅也氏は、2021年6月23日の常勤監査委員就任後に開催された監査委員会への出席状況を記載しています。

監査委員会の職務を遂行する組織として監査部内に監査委員会事務局を設置し、内部統制・監査委員会担当執行役たる監査部長を事務局長として、2022年3月末時点で適正な知識、能力、経験を有するスタッフを9名（専任7名、兼任2名）配置し、監査委員会の職務遂行のサポートを行っています。監査委員会は監査部長の選解任および評価に主体的に関与するとともに、監査委員会スタッフの人事評価、人事異動および懲戒処分に主体的に関与することで、執行役からの独立性を高め、監査委員会の指示の実効性を確保しています。

2. 監査委員会の活動状況（指名委員会等設置会社移行以前の監査役会を含む）

監査委員会は、取締役会開催に先立ち月次に開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計15回開催し、1回あたりの所要時間は約1時間10分でした。年間を通じたような決議、報告、審議・協議がなされました。

決議 15件： 監査報告書、選定監査委員・特定監査委員の選定、監査委員会監査基準の制定、監査委員会監査方針・監査計画・職務分担、会計監査人再任、会計監査人の報酬等の同意、会計監査人の選任・解任・再任・不再任に関する内規制定 等

報告 36件： 内部監査計画、監査委員会月次活動状況、監査委員会ホットライン通報、会計監査人の再任に向けた評価 等

審議・協議 7件： 取締役会への監査委員会報告、会計監査人の再任・不再任評価プロセス 等

また、監査委員会を補完し、各監査委員の監査活動その他の情報共有を図るため監査委員連絡会（指名委員会等設置会社移行以前の監査役連絡会を含む）を毎月1回開催しています（当事業年度12回実施）。

3. 監査委員の主な活動

監査委員は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行う他、主に常勤監査委員が、経営会議、企業行動委員会等の社内の重要な会議または委員会に出席しています。

監査委員全員による執行役社長・コーポレート担当の専務執行役との会談を四半期毎に年4回開催し、監査報告や監査所見に基づく提言を行っています。また、2022年4月には常勤監査委員とコーポレート担当の執行役との面談を実施し、管掌部門の課題認識等に関して意見交換を行い、コーポレート・ガバナンスの実効性向上に向けて必要に応じた提言を行っています。その他、必要に応じ取締役・執行役および各部門担当者より報告を受け意見交換を行っています。

当事業年度は、コロナ禍の状況下、直接の監査・往査の実施はできるだけ控え、オンラインでのリモート監査を多用する監査活動となりました。リモート監査に際しては重点監査ポイントにつき事前の動画撮影等も選択的・効果的に取り入れました。また、会計監査人の海外ネットワークを活用した海外監査法人とのオンライン・ミーティングを実施する等、例年にも劣らず効果的な情報入手・意見交換に努め、適切なモニタリングを行なうことができました。

監査委員会は、当事業年度は主として1) ガバナンス状況のモニタリング、2) リスクへの対応、3) 監査委員会体制の構築と会計監査人との連携、4) グループ会社調査、を重点監査項目として取り組みました。

1) ガバナンス状況のモニタリング

指名委員会等設置会社移行後の新たな取締役会規程、ガバナンスに関するグループポリシー（GGP）に基づく経営執行の執行役への委譲と取締役会による適切な監督機能の発揮その他、ガバナンス体制の運用状況をチェックし、取締役会に報告・意見具申を行いました。GGP意思決定運用状況のモニタリングを継続し、監査委員会にて共有・確認するとともに、四半期毎に開催の執行役社長・コーポレート担当専務執行役との会談で状況報告と提言を実施しました。2022年4月には、2021年度の内部統制システムの運用状況につき、執行側が実施した有効性検証結果の報告を受け、継続的改善に向けた提言等を行いました。

また、中期経営計画の進捗、サステナブル視点での経営およびSDGs観点からの事業運営については取締役会に出席し意見表明を行う他、部門監査・グループ会社調査において直接状況を聴取し提言することを通じてモニタリングを行いました。

■ 監査委員会の活動状況について、実施した決議、報告、審議・協議の内容及び件数に加え、1回あたりの所要時間を記載

7. 「監査の状況」の開示例

●味の素株式会社（2/3）有価証券報告書（2022年3月期） P81-85

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

2) リスクへの対応

安全・品質・環境、情報管理(含む個人情報)、労務管理等に起因するリスクに対し、企業行動委員会、サステナビリティ委員会に常勤監査委員が出席し、コンプライアンス、リスク・マネジメントの取り組みをモニタリングしました。

また、内部通報制度の実施状況のモニタリングを継続するとともに、その一翼を担う監査委員会ホットラインにおいてグループ会社の役員に関する通報に監査委員が直接対応しました。対応状況については監査委員会で報告後、取締役会にも報告されています。

3) 監査委員会体制の構築と会計監査人との連携

監査部の内部監査を効果的に活用しつつ、従来の監査役会にて長年培ったノウハウ・強みを踏まえ監査委員自らも直接監査活動を行い経営監査の実効性を高める仕組み(ハイブリッド監査)の構築に取り組みました。内部統制・監査委員会担当執行役たる監査部長が監査委員会事務局長を務めることで内部監査部門との一体運営を行い、監査の実効性、効率性の向上を図りました。

社内関連部門と連携し会計監査人との実効的な連携体制の定着および監査委員・監査部・会計監査人の相互連携による三様監査の更なる充実に努めました。

4) グループ会社調査

国内グループ会社11社の常勤監査役10名との会議・面談を年4回実施し、また常時情報共有をグループ監査役と行いました。

オンラインでのリモート監査や会議出席も利用した国内・海外グループ会社調査を効果的に実施し、部門監査と合わせて26箇所で監査・調査を実施しました。対応状況については監査委員連絡会で報告後、取締役会にも報告されています。

5) 会計監査人の評価および再任・不再任の決定:

当社の監査委員会監査基準に定める会計監査人の選任等の手続きに基づき、監査委員会の定める「会計監査人の選任および再任の基準」に従い、会計監査人の評価、関係者からのヒアリング等を行い、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性および専門性等が適切であるか、以下のとおり確認しました。

時期	具体的な実施内容
10月25日	第5回監査委員会にて、第145期会計監査人の再任・不再任評価プロセスを審議。
12月10日	会計監査人より監査法人としての品質管理体制の説明を受ける。
1月27日	第8回監査委員会にて、会計監査人による上記説明を基に、監査法人の品質管理体制について評価。会計監査人は「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）に対し、すべての原則を適用し、適切な品質管理体制が整備されていることを確認。 社内被監査部門による会計監査人评价の項目および会計監査人评价に向けた国内外主要グループ会社へのアンケート項目およびスケジュールを確認。
1月31日～2月28日	社内被監査部門による会計監査人评价（監査チームや監査の実施状況等）および国内外主要グループ会社でのアンケート（国内グループ会社における監査役との連携および海外ネットワーク・ファームとの連携等）を実施。
3月24日	第10回監査委員会にて、評価およびアンケート結果を共有。

更に、当事業年度終了後、公認会計士・監査審査会のフォローアップ検査および日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果報告を受け、検査およびレビュー結果に特段の問題がないことも確認しました。その結果、現会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、「会計監査人の選任および再任の基準」を満たしていることから、2022年度第145期における会計監査人は有限責任 あずさ監査法人を再任することを監査委員会で決定しました。

6) 他の社外取締役との連携

社外監査委員3名は、他の社外取締役3名との間で「社外取締役連絡会」を開催し、指名・報酬・監査各委員会の活動を共有するとともに、当社グループの基本情報につき執行役から説明を受け、意見交換を行いました。当事業年度は2021年9月28日、2021年11月29日および2022年2月25日の3回実施しました。

② 内部監査の状況

1. 組織、人員および手続き

当社の内部監査は、監査部が内部監査規程および監査計画に従い、業務運営組織に対して業務監査を、関係会社に対して経営監査・業務監査を実施しています。監査部長は、執行役社長に内部監査報告書を提出し、その写しを常勤監査委員および監査対象の業務運営組織等に送付し、監査対象組織に対して指摘事項への回答その他問題点の是正を求め、実施状況を確認しています。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価および報告を監査部で実施しています。内部監査および財務報告に係る内部統制の評価および報告に関わる要員の数は、33名(2022年3月31日現在)です。

2. 内部監査、監査委員会監査および会計監査の相互連携

1) 内部監査と監査委員会監査との連携状況

監査部長は、監査委員会による効率的な監査の遂行に資するよう、内部監査報告書を都度常勤監査委員に送付し監査委員会に毎月報告するほか、監査委員会へ四半期毎に活動報告を行い、監査委員会および監査部相互の監査計画ならびに実績を共有し、意見交換を実施しています。

内部監査と監査委員会(指名委員会等設置会社移行以前の監査役会を含む)監査の主な連携内容は、次のとおりです。

連携内容	時期	概要
内部監査四半期活動報告	5月27日 7月28日 11月5日 1月27日	各四半期の監査結果・活動内容（財務報告に係る内部統制評価状況の報告を含む）の共有および意見交換。
財務報告に係る内部統制評価状況の報告	4月22日	前年度の財務報告に係る内部統制の評価状況を報告。

2) 内部監査と会計監査との連携状況

監査部長は、会計監査人との四半期ごとの定期的な打合せ、意見交換に加え、必要に応じて随時に打合せ、意見交換を実施しています。

- (1) 会計監査人の評価及び再任・不再任の決定のため、公認会計士・監査審査会のフォローアップ検査や、日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果報告を確認している旨を端的に記載
- (2) 内部監査の報告先を執行役社長及び監査委員等としている（デュアルレポート）旨や、監査委員会監査及び会計監査との連携内容や、その時期についても端的に記載

7. 「監査の状況」の開示例

●●日清食品ホールディングス株式会社（1/3）有価証券報告書（2022年3月期） P79-82

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

① 監査役監査の状況

(ア) 組織・人員

当社は、監査役会設置会社であり、その構成は常勤監査役2名と非常勤監査役1名、この3名のうち2名が社外監査役であります。

また、監査役会に直属する監査役室を設置し、監査役の職務を補助する専任スタッフは増員して3名を配置しております。当該監査役スタッフの人事異動、業績評価等に関しては監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を高め、監査役の指示の実効性を確保しております。

(イ) 各監査役の経験および能力

a. 常勤監査役 澤井政彦氏は、長らく当社グループの国内外財務経理部門において要職を歴任しており、財務統制および経営管理の経験・知見ならびに内部統制の高度化に資する情報収集力を監査業務に活かしております。

監査役会の議長をはじめ、三様監査及びグループ監査役会においてもリーダーシップを発揮して円滑な議事運営に寄与しており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための積極的な発言を行っています。事業会社の財務体制、ガバナンスに関する高い見識を有しております。また、当該事業年度開催のすべての経営会議、投融资委員会、コンプライアンス委員会にも出席しており、グループ全体の投資やコンプライアンス体制にも積極的に提言や質問を行っています（連結子会社の監査役兼職数 3）。

b. 常勤監査役 亀井温裕氏は、財務・会計の専門家としての知見及び企業経営者としての豊富な経験から、取締役会において、社外取締役と監査役とのコミュニケーションのさらなる充実を目的とした問題提起や、内部統制システムの構築に関する具体的な提言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための積極的な発言を行っています。また、当事業年度開催のすべての経営諮問委員会にも出席しており、特に当社の取締役会の実効性を高める施策に関して提言を積極的に行う等、委員として多様な視点から問題提起を行っています（連結子会社の監査役兼職数 4）。

c. 非常勤監査役 向井千杉氏は、弁護士としての専門性と豊富な経験、また、他社における監査役の経験に基づく企業経営統治に関する高い見識から、取締役会において、当社グループ全体の規程管理等の内部統制システムの強化に資する提言や、審議する案件の網羅性に関する質問や助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的な発言を行っています。また、当事業年度開催のすべての経営諮問委員会にも出席しており、企業法務に精通した経験豊富な弁護士としての専門的な見地から、提言や質問を積極的に行っております。

(ウ) 監査役および監査役会の活動状況

(監査役の主な活動)

a. 取締役会に出席し、議事運営・決議内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行っています。その他の企業統治に関する機関については、常勤監査役が経営会議、社外監査役が経営諮問委員会に出席しております。

また、業務執行を行わない役員が経営上の優先課題について認識共有をする場である独立社外取締役・監査役連絡会を開催し、事業上のリスクに関するテーマ(①財務プラットフォームの現状と課題、②生産プラットフォームにおける中長期テーマとしての供給力強化、③戦略を支える人材・組織改革)について議論を行いました。

b. 業務執行取締役とは複数回の面談を実施すると共に、17人の執行役員およびチーフオフィサー全員へのヒアリングも実施し、当社グループの経営課題が明確に共有された業務執行状況であることを確認しております。

重要な決裁書を開覧し、社内決議に基づいた承認手続きを確認しております。また、重要な投融资案件を審議する投融资委員会にも出席し意見を述べております。

c. 当事業年度は41事業所について往査を通じて適正な事業運営であることを確認し、作成した監査調査書は監査役間で共有しております。監査の実効性向上を図るため、6回の三様監査会議において内部監査室及び会計監査人と監査所見や内部統制の状況の情報交換を行うと共にガバナンスの高度化や企業価値向上に向けた議論も行いました。なお、決算監査と棚卸監査は別途実施しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、監査役監査はリモートのWeb会議システムも活用して当初計画に沿った監査活動を行いました。今後もリモート監査を取り入れ効率的に適正な監査も取り入れ効率的な監査を行う予定です。

(2)

なお、監査役と会計監査人との連携内容は、次のとおりです。

連携内容	概要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
四半期レビュー報告	決算監査の状況等の説明		■		■				■				■
監査計画等の説明	監査計画及び監査報酬案				■	■							
三様監査	監査活動の共有と意見交換		■		■		■		■		■		■
監査報告書	会社法・金融商品取引法監査の結果		■	■									
内部統制監査報告	監査結果の説明				■								
情報・意見交換	KAMやグループガバナンス等			■		■		■		■			■

(3)

(監査役会の活動)

当事業年度は主として、下記を重点監査項目として取り組みました。1回あたりの所要時間は約1時間半でした。また、決議事項は21件、報告事項は49件、審議・協議事項は6件でした。その主な内容は、次のとおりです。

- (決議事項)：監査実施計画、会計監査人再任、会計監査人の監査報酬に対する同意、監査役会の監査報告書、監査役選任議案に対する同意等
- (報告事項)：監査実施概要報告、非常勤監査役への報告、重要会議出席、取締役会への監査役報告、経営会議等の重要案件の概要報告等
- (審議・協議事項)：年間監査計画、会計監査人の報酬の妥当性、監査役会の実効性評価、デジタルガバナンス、会計監査人の評価および再任・不再任、監査報告書等

- (1) 監査役の活動内容について端的に記載
- (2) 監査役と会計監査人の連携状況について時系列に沿って端的に記載
- (3) 監査役会において実施した決議、報告、審議・協議の内容及び件数に加え、1回あたりの所要時間を記載

7. 「監査の状況」の開示例

●不二製油グループ本社株式会社 (1/1) 有価証券報告書 (2022年3月期) P50-51

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

① 監査等委員監査の状況

(1) 組織・人員

当社は、2022年6月21日開催の第94回定時株主総会における承認に基づき監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会の組織と人員は次のとおりです。

a. 監査等委員の総員数: 3名 (常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名)

b. 監査等委員会スタッフ

員数: 1名

専任/兼任の別: 兼任 (兼任先: 内部監査部門)

専門性: 当社内部監査部門における内部監査業務の担当者 (グループ長) であり、監査役監査業務について理解と知見を有しております。

c. 財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査等委員

氏名: 魚住 隆太

役職: 非常勤監査等委員 (社外取締役)

資格: 公認会計士

経歴等: 公認会計士として、朝日新和会社 (現有限責任あずさ監査法人) にて勤務後、2003年6月朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 代表社員に就任、2010年6月あずさ監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 退任、同年7月魚住隆太公認会計士事務所代表 (現任)、2013年7月魚住サステナビリティ研究所代表 (現任)、2019年6月定時株主総会にて当社社外監査役に就任、その後、2022年6月定時株主総会にて監査等委員である取締役に選任されております。

(2) 当連結会計年度における監査役会設置会社としての監査役および監査役会の活動状況

当連結会計年度におきましては、監査役設置会社として監査役4名 (常勤監査役2名、社外監査役2名) で構成される監査役会を原則月1回開催し取締役の職務執行の監査を行いました。監査役会の開催状況及び個々の監査役の出席状況は以下のとおりです。

役職	氏名	開催回数	出席回数	出席率
常勤監査役	澁谷 信	12回	12回	100%
常勤監査役	角谷 武彦	12回	12回	100%
非常勤監査役 (社外監査役)	魚住 隆太	12回	12回	100%
非常勤監査役 (社外監査役)	池田 裕彦	12回	12回	100%

当連結会計年度における監査役会の主な協議事項および報告事項は次のとおりです。

協議事項	監査方針および監査計画の策定、補欠監査役選任議案に関する同意、監査報告書の作成、常勤監査役の選定、会計監査人の監査の相当性に関する意見形成、会計監査人の選任 (再任) に関する決定、会計監査人の監査報酬に関する同意等
報告事項	監査活動 (経営幹部に対するインタビューの内容、事業所への往査、経営会議付議事項、会計監査人との意見交換の内容、内部通報があった場合の通報内容と通報に対する会社の対応についてのモニタリング状況、その他取締役の職務執行に関する重要事項等

当連結会計年度における重点監査項目及び監査活動の概要は次頁の表に記載のとおりです。なお、新型コロナウイルス感染症の流行拡大がもたらした監査活動への影響を鑑み、訪問によるインタビュー等の監査が困難な海外のグループ会社については必要に応じてWeb面談によるヒアリングを実施し、また、日本国内については新型コロナウイルス感染状況を確認しながら訪問による往査実施の可否を都度判断する形で監査を進めました。

重点監査項目	主な監査活動実績
グループ各社の経営管理状況	グループ会社各社の経営幹部に対するヒアリングを通じた監査を実施 ① 海外地域統括会社 (欧州、中国) 代表との面談 (主にWeb面談) ② 日本国内事業所 (子会社) 責任者との面談 (訪問)
取締役の職務執行状況の把握	経営幹部に対するヒアリング・意見交換 ① 社長CEOとの面談においてコーポレートガバナンスに関する意見交換 (本事業年度は特に機関設定変更に係るテーマを重点に) ② 業務執行最高責任者 (CAO、CESGO等) との面談・会合において執行状況を聴取の上、監査役としての提言を実施
会計監査人とのコミュニケーション	定期、不定期開催の意見交換やディスカッション ① 四半期毎の監査テーマに関する意見交換会 ② 会計監査人からの四半期決算毎の監査状況の報告会 (KAMに関する意見交換を含む) ③ その他監査に関連する重要テーマ (KAMを含む) についてのディスカッション
内部監査部門との連携	内部監査部門との意見交換 ① 社外監査役を含めた監査役会との懇談会 ② 常勤監査役との情報交換 ③ 監査等委員会設置会社移行に向けた連携についての意見交換

② 内部監査の状況

当社内部監査の状況は以下のとおりです。

(1) 組織

当社内部監査部門は、取締役会が直轄する組織として「内部監査グループ」を設置しております。従って、内部監査の活動及び結果等については取締役会に報告しております。

(2) 員数: 5名

(3) 運営

内部監査の効率化を図るため、国内における事業会社 (子会社) である不二製油株式会社の内部監査部門である「内部監査室」(5名) と連携を図る形で運営しております。

(4) 活動

当社内部監査部門は、当社及び当社グループ会社を対象として、「内部監査規程」に基づき、業務の適正性を監査するとともに、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システム・プロセスの整備、運用状況の監査を実施しております。本事業年度は、海外のインドネシア、マレーシア、タイランド、フィリピンの4カ国5グループ会社の業務監査を実施しました。財務報告に係る内部統制の評価は、当社及び連結子会社17社を対象として全社的な内部統制の評価を行い、連結子会社5社を対象として業務プロセスに係る内部統制の評価を行いました。これら内部監査の結果については、当社の取締役会及び経営会議のみならず、監査役及び当社のグループ内部統制機能を所轄する部署 (ESG所管部門、コンプライアンス所管部門、経理部門、安全・品質・環境所管部門等) へ報告するとともに、直接課題提起、改善提案を行うことで、内部統制システムの向上に努めております。また、会計監査人あずさ監査法人とは、主な内部監査結果及び改善の報告、監査役とは連絡会を随時実施、及び内部監査結果および改善の報告を実施、等により相互連携を図りました。

(1) 監査役及び監査役会の活動状況について、

- ・ 監査役会の開催回数や各監査役の出席回数に加え、協議事項及び報告事項の内容を端的に記載
- ・ 監査の重点監査項目を示すとともに、主な監査活動実績を端的に記載

(2) 内部監査部門の活動状況を具体的に記載するとともに、内部監査のレポートラインとして、取締役会及び経営会議のほか監査役等への報告を行っている旨を端的に記載

参 考

- 企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）

URL：<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>



→ 「企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）」には、主に以下の内容を掲示

- 記述情報の開示に関する原則
- 記述情報の開示の好事例集

- 記述情報の開示の充実に向けた解説動画（YouTube「金融庁チャンネル」 開示関連）

URL：<https://www.youtube.com/channel/UCplgZIDc-ptkZZTvzqlwGQg>

